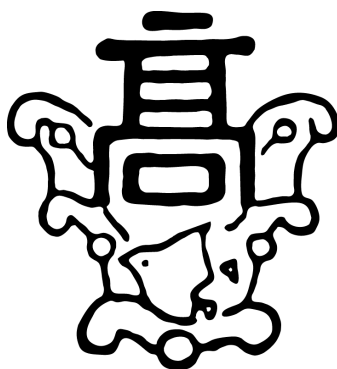


兵庫県立津名高等学校

いじめ防止基本方針

～ すべての津名高生が生き生きとした
学校生活を送れるように ～



2017年9月1日 改訂

兵庫県立津名高等学校 いじめ対応チーム

兵庫県立津名高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立津名高等学校

1 本校学校経営の重点

(1) 学校経営の重点

ア 教育方針

互いを思いやり、尊重し、命や人権を大切に作る人間尊重の精神を基盤に、自主性・創造性・協調性を
培い、個性豊かな心身ともに、たくましい生徒を育成する。

(ア) 豊かな人間性と柔軟な発想を身につけた生徒を育てる。

(イ) 健全な精神とバランス感覚を備えた生徒を育てる。

(ウ) 個性豊かで、チャレンジ精神を備えた生徒を育てる。

イ 重点目標

(ア) 生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、課題解決のための思考力・判断力・
表現力を育むことにより、学力向上に取り組む。

(イ) 一人一人の生徒の自己実現に向けたきめ細かな進路指導を推進し、生徒自らの意思と責任で主体的に
進路を選択し決定できる能力や態度を育てる。

(ウ) 生徒の個性・視野を広げる教育活動を推進する。

(エ) 本校の魅力や情報を積極的に発信する。

(オ) 近隣校や地域との交流活動を計画的に行い、地域に開かれた学校づくりを推進する。

(カ) 学校業務の改善に取り組むことで教職員の勤務時間の適正化を進める。

(2) 教科指導及び生徒指導、進路指導、学校特色化の重点

ア 教科指導の重点

基礎的・基本的な内容を確実に定着させることを第一の目標とし、生徒一人一人が主体的に興味・関
心等に応じて学習課題を設定し、自ら学び続ける力を育てる。また、生徒の能力・適性を十分に引き出
し、それらを存分に伸ばす授業の創造と、それぞれの進路に応じた学習指導を充実する。

(ア) 教育課程

a コース・類型等の教育内容を検討するとともに、生徒の実態や地域の要望に配慮しつつ、これからの
社会を担う人材の育成を目指す教育課程を編成する。

b 基礎・基本の確立を第一目標とし、学年の進行に伴って具体化される個々の希望する進路を見通して
類型及び科目を選択できるように配慮する。

(イ) 学習指導

a 習熟度別学習を取り入れて、生徒の実態に応じた学習指導目標を設定し、教材・学習形態・評価の
方法などの工夫により学習指導の徹底と効率化を図る。

b 様々な教育機器の利用により、学習内容の充実や個別化を図ることによって学習効果を高める。情
報機器を充実させ、授業改善に役立てる。

c 実験・実習などの体験的学習を積極的に導入し、学習意欲を向上させ、自ら探求する能力・態度を
養い、活力ある授業の創造を目指す。

d 評価の方法を工夫し、その結果を指導方法の改善に生かすことで、指導と評価の一体化を図る。ア
クティブ・ラーニングの視点からの授業改善、「考えを深める」「発表する」「書く」等のことば
の力の習得をめざす。

e 教科研修会を計画的に持ち、新しい学力観に基づく指導法の研究や情報の交換など、相互の連携を
図りながら、学校全体の教育力を高める。また、授業見学や公開授業、研究授業を積極的に行う。
公開授業週間を設定しお互いの学びあいを促進する。

f 生徒による授業評価を行いアンケート形式をとり、より理解しやすい授業を目指す。

イ 生徒指導の重点

社会の変化や生徒の実態を的確に把握するとともに、指導体制の充実を図りながら生徒の内面的な理解に努める。一人一人の生徒の生命と人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに自主・自立の精神を育む。集団の中における規範意識を高めることによって、明るい健全な校風を樹立する。

(ア) 生徒指導

- a 日々の学習習慣を基盤とした基本的生活習慣を身につけさせる。
- b 自ら考え、判断して行動できる自主性・自律性を培う。
- c 生命や人権を大切にするとともに安全を守る態度を育てる。
- d 生活環境の美化・整理整頓の習慣化を図る。
- e 全教職員が共通理解を図り、生徒一人一人の内面の理解を深めることによって、生徒自ら個性を生かすことのできる能力を育てる。
- f 社会に役立つ人間としての誇りをもたせるため、ボランティア活動に進んで参加させる。すべての生徒の自己実現にむけ内面的なサポートや心のケアのための教育相談を充実し推進する。
- g 交通安全・非行防止等において家庭・地域社会・関係諸機関との連携を密にし、協力体制を確立する。

(イ) 特別活動

- a 生徒の自主的・実践的な活動を積極的に支援するため、ホームルーム活動で話し合いや係の仕事に進んで参加し、学級でのよりよい生活を目指して、諸問題の解決に努める。
- b 生徒会活動を積極的に行うよう指導し、自主的に学校生活の充実・改善・向上を図る活動を展開する。リーダー研修などに積極的に参加させ、将来、地域をリードできる人材育成を行う。
- c 部活動の目標を明確にし、個性・特技を伸長するとともに、学年・ホームルームを越えて、相互の理解と友情を養うことに努める。部活動の活性化のために、外部講師を有効活用する。
- d 学校行事を通して生徒の自発的な活動をサポートするとともに、集団生活の基本を定着させる。また、豊かな創造性や感性を養う。
- e ボランティア委員会を中心にしてボランティア活動等体験的な活動の機会をできるだけ取り入れることにより、奉仕の精神、福祉の心及び道徳的实践力を養う。
- f 学校行事を通して地域の方々と交流の場を持ち、開かれた学校づくりに資するとともに生徒に共生の心を育む。また、世代間の交流、校種間の交流を活発化することにより、生徒の自主性、協同性、思いやりの心を育む。

ウ 進路指導の重点

- (ア) 専門部・学年との連携を密にし、全校的な進路指導計画を立て、生徒の発達段階に応じて、継続的な指導を行う。
- (イ) 生徒の進路資料室の積極的な利用を図るために情報・資料を収集・整備する。
- (ウ) 進路の手引き、キャリア教育指導資料等を活用した継続的な指導やガイダンス機能を強化する。
- (エ) 相談活動を活発に行い、生徒が自己の能力・適性を発見する場を提供し主体的に進路決定ができるよう指導・援助する。
- (オ) 就業体験学習を通じて、働くことの意義や、正しい職業観を身につけさせる。

エ 学校特色化の重点

「魅力ある学校」「進路の実現」「総合科学コースの特色化」を重点目標として、総合科学コースのあり方を検討し、学校特色化を推進する。

- (ア) 県の「インスパイア・ハイスクール事業～魅力・特色づくりの充実～」で、「理数教育重点指定校」をテーマとしている。総合科学コースを中心とし、研究機関などと連携することで、理科・数学の効果的な定着を促し、基礎的な実験技能の習得と探求する力を育成する。また、グローバル化に対応する能力の育成を目的とし、英語によるコミュニケーション力、プレゼンテーション力を養成する。
 - ・現代科学の最先端に触れる講義と実習
 - ・大学等の研究室・講演会または企業の工場見学・講義への参加
 - ・大学教員による講義・課題研究

- ・英語コミュニケーション能力向上講演会

大学教授による「意味順」という「意味のまとまり」を活用した学習法の講義。「読む・聞く」「書く・話す」等、実際のコミュニケーションの場で英語を使いこなす工夫を学ぶ。

- ・初心者のための英語プレゼンテーション講座

大学教授による「プレゼンの基礎」「プレゼンの論理」の講義。英語のプレゼンの型と決まり文句や話し方、論理的思考、多元的思考、批判的思考などのプレゼンの基礎知識を学ぶ。

- (イ) 高大連携事業

大学による出張講義や年間を通じた継続的な課題研究を実施し、教科の理解を深めるとともに、思考力、判断力、課題解決能力の育成をはかり、大学進学への動機づけをはかるとともに、将来、専門性を発揮するための礎を築く。自然科学、社会科学、医療などの分野で近隣の大学と連携する。

- (ウ) 中高連携事業

オープンハイスクール等において中学生への体験事業を行ったり、部活動での交流を行ったり、中高の教員の話の場を設け、中高の教育連携を図る。オープンハイスクールの実施方法を工夫したり、中学生へのPRの方法を工夫し、津名高校の魅力を十分伝える。

- (エ) 総合科学コース検討

総合科学コースの特色化に向けたあり方を多方面から検討する。

(3) 人権教育及び防災教育等の推進

ア 人権教育の重点

- (ア) 人間尊重の精神の高揚を図り、あらゆる差別の解消に努める積極的な意欲と態度を育成する。

- (イ) 学校・家庭・地域の連携・協力により効果的な人権学習の推進を図る。

- (ウ) ホームルーム活動、教科指導、学校行事等を通して、全教職員による人権教育を推進する。

イ 道徳教育の重点

- (ア) 自己を大切にし、生きることへの積極的な姿勢を培い、思いやりに満ちた人間関係が築けるよう指導を工夫する。

- (イ) 人間としての在り方生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成する。

ウ 防災教育

- (ア) 防災に関する研修会や講習会などを通して地域防災体制等や発生時・災害時の処置などについて理解を深め、生徒が適切な指示や行動がとれるように努める。

- (イ) 震災時の事故に主体的に対応する力や助けあいの精神を育てる。

エ 環境教育

- (ア) 教科指導を通じ、自然の摂理、人と自然の関わりあいについて理解させる。

- (イ) 草花の栽培や校内・校外の清掃活動などの身近な環境問題に取り組む中で、環境を美しく保護しようとする実践力を育てる。

オ 福祉教育

- (ア) 福祉を自分自身の問題としてとらえる心情を育成する。

- (イ) 校内の活動だけでなく、地域や福祉施設等での体験活動を通して、福祉への意欲・関心を高め、福祉活動の大切さを理解させる。

カ 情報教育

- (ア) 活用ガイドラインの作成やセキュリティ対策を行うなど、個人情報の保護や危機管理体制を確立させ、生徒及び教職員にその趣旨の徹底を図る。

- (イ) 学校の教育活動全体を通して、生徒に情報化が社会に及ぼす影響を考えさせる。

- (ウ) ネット社会の危険性と個人情報の保護や著作権の遵守等の重要性について実践的な知識を身につけさせる。

キ 国際理解教育

- (ア) 日本の文化・伝統についての理解を深め、学校・郷土・国を愛する心を育てる。
- (イ) 各教科の授業や外国語指導助手の授業、特別活動を通して、異文化についての理解を深めるとともに、諸外国の人々と積極的に交流しようとする態度・能力を養う。

(4) 図書館運営及び読書指導の重点

ア 図書館運営

- (ア) 図書館の蔵書を充実させ、データベース化を図り、資料検索や貸出利用のしやすい環境を整える。
- (イ) 各教科やHR活動、進路指導との連携を深め、ニーズに応じた選書や適切な利用指導を通じて生徒の自主学習を支援し、学習情報センターとしての機能の充実を図る。
- (ウ) 明るく静かで落ち着いた空間を提供して、読書や学習利用に供するとともに、心の問題を抱えた生徒にも「心安らぐ場所」「心ひらける場所」となるよう配慮する。

イ 図書館利用指導・読書指導

- (ア) 新入生オリエンテーション、日常の利用指導に力を入れ、生涯にわたって図書館を活用する姿勢と情報処理能力を身につけさせる。
- (イ) 「朝の10分間読書」の充実、広報活動等を通じて読書の啓発に努め、生徒一人一人に読書習慣を身につけさせる。
- (ウ) 図書委員に対しては図書分類等を体系的に学ばせるとともに、選書、広報活動等に積極的に参加させ、奉仕精神の育成とともに、自らの資質向上にも役立たせる。

(5) 健康管理に関する指導の重点

ア 生徒が教育活動を行うための十分な体力づくりや健康な生活を送ることを目指す。

- (ア) 発育、発達の段階に応じた体育指導により基礎体力を充実させ、運動能力の向上を目指す。
- (イ) 安全教育を充実させ、施設・設備・通学路や環境衛生の維持改善に努め、事故防止の指導を徹底する。

イ 学校・関係機関・家庭が緊密な連携を保ちつつ、健康診断や計測等の資料を基にして個別指導を含めたきめ細かい指導を行う。

- (ア) 健康で充実した生活の実現のために運動、栄養、休養のバランスのある生活態度の育成に努める。
- (イ) 定期的・臨時的な健康診断・各種の検査・保健相談等により健康についての関心を高め、健康の増進に努める。

ウ 自主的に健康を保持・増進する態度を身につけさせる。

学校医、キャンパスカウンセラーを活用し、健康に関する講話や研修会を通じて「命の大切」「感染予防対策」等の知識を深め、健康に生きていくための自主性を育てる。

エ 教育相談活動の充実

心に問題を持つ生徒に対して早期発見、早期対応を心がけ、関係機関や特別支援コーディネータと連携し支援体制を充実させる。

オ 感染症対策

感染症マニュアルを作成し、異常の早期発見、早期治療、二次感染予防に努める。

(6) 研究テーマ

- ア アクティブ・ラーニング、ことばの力などを重視した指導について
- イ 生徒の自主性、協同性、リーダー性、社会人基礎力を高めるための方策について
- ウ 通学区の拡大、生徒数の急減等、社会の急激な変化に対応した特色づくりについて
- エ 総合科学コースを中心とした特色化と魅力ある学校づくりについて

(7) 高校生ふるさと貢献活動事業で実施する内容

- ア 観藤会
藤の花を愛でながら茶会を催し、地域の方を招待する。自然に親しみ日本の伝統に触れ、地域の人々と交流することで豊かな心を育む。
- イ 花いっぱい運動
学校や周辺の花壇の花植えにより、地域の環境美化への意識高揚をはかる。また、学校行事で地域から学校を訪れる人たちを美しい環境のもとで迎えることにより、地域に親しまれ、喜ばれる学校づくりを推進する。
- ウ 地域交流
地域内の高齢者や子どもたちとの交流により、福祉の心を育てる。子育て学習センターで子どもたちやその親とお菓子作りなどを通じて世代を越えた交流をする。
- エ たそがれコンサート
夏の夕暮れ、ライトアップした中庭（中央ステージ）で野外コンサートを催し、地域の方を招待する。涼しい風の吹く、ゆったりとした階段状の観覧席で演奏を聞いたりともに歌うことで地域との交流を深める。
- オ 人と自然ふれあいウォーク
淡路市の東部から一宮地区まで約9kmを歩き、地域の人々と交流する。また、海岸でゴミ拾いを行い、地域の清掃美化に貢献する。一方、地域の人々から老若男女が楽しめるグラウンドゴルフを教わりながら競技することで、地域の人々との交流を図る。

(8) 高校生就業体験事業で実施する内容

- ・ 就業体験事業の活動を通して、社会や職業について理解を深め、各々の生徒の進路選択の参考にする。
- ア 応募前職場見学会
就職希望先企業をそれぞれの生徒が訪問する。
- イ 先輩の進路レポート
卒業予定者に進学レポート、就職レポートを依頼し、その報告を後輩の進路選択の資料にする。
- ウ 進路説明会
大学・専門学校の講師や職業人などを招き、分野別に研究や職業について説明を聞く。
- エ ふれあい育児体験
生徒が保育実習など幼児とのふれあい体験を通して、育児に対する理解を深めると共に、やさしさや思いやりの心を養う。
- オ 「キャリアデザイン」
キャリアアドバイザーを招いて、社会人基礎力としてのコミュニケーション力の養成や自己分析を行う。
- カ インターンシップ
就職希望者全員に事業所でのインターンシップを実施し、働くことの喜び、意義などを学ぶ。

2 いじめ対応チームの方針

いじめは、人として決して許されない行為であり、どの生徒にも起こり得るという認識のもとに、学校や家庭、地域社会、関係機関が連携し合いながら取り組み、解決していかなければならない問題である。

生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、経過観察に向けた取り組みが行えるよう、いじめ対応チームを組織する。

いじめ問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要があり、「いじめを生まない土壌作り」の未然防止活動は、教育活動と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践する必要がある。また、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ての当該組織に報告・相談必要がある。

① いじめ問題に関する基本的認識

『いじめの定義』・・・いじめ防止対策推進法（平成25年）により、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人為的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

いじめの問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるか十分に認識し、日々未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合の早期対応に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があり、我々教職員は「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである」「いじめは決して許される行為ではない」「いじめは気づきにくいところで行われ、発見しにくい」「いじめれる側にも問題があるという見解は間違っている」等の基本的認識をもっていなければならない。

② 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」が最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子供や保護者の意識や背景、地域・学校の特性を把握したうえで、予防的・開発的な取り組みを計画・実践する。

③ 保護者や地域・警察等との連携

P T Aの各種会議や保護者会、学校評議員会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換を行う場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭環境の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や、HP、学校、学年便りなどによる広報活動を積極的に行う。

いじめ事案が起これば、学校だけでは解決が困難な場合は、教育委員会や警察、地域関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、常日頃から学警連絡会や地域生徒指導協議会等へ参加し、情報交換や意見交換を行う必要がある。いわゆる顔の見える連携である。また、当該生徒保護者に関しては、慎重丁寧に事実概要の報告および今後のあり方について、時間をかけて説明する必要がある。

④ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日ごろから教職員と子供達との信頼関係の構築に努めることが必要である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われていることや、無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい状態で行われているなど、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子供達の些細な変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力が求められる。

また、教育相談やキャンパスカウンセラーとの面談は、子供が気軽に相談できる環境づくりが大切で、定期的に相談会を設けて相談体制を整備する。いじめアンケートは各学期に実施し、いじめ発見の手だてとする。調査結果から、みえていなかったいじめの実態を発見し、その事象に対応した解決実践報告が幾つもある。保護者からは、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。

すべての教職員が情報を共通理解のもと共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

⑤ 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく早期に適切な対応をしなければならない。いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まずに、学年及び学校全体で組織的に対応する。

「いじめ対応チーム」を招集し、正確な実態を把握し、指導体制・方針を決定し、子供の支援及び指導を行い、保護者と連携し、今後の対応をすべての人で行う。

また、いじめの再発防止には、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

周りの子供には、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を示し、はやし立てたり見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定している行為だと指導する。いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、教育相談や日記・手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握する。いじめた側いじめられた側双方の子供に対しカウンセラーや関係機関を活用して、心のケアにあたる。

⑥ ネット上のいじめへの対応

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して特定の子供の悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりしていじめを行う事案が急増している。インターネットを利用するのいじめに関しては、インターネットの特殊性による危険性を十分理解し、ネット上のトラブルに関して最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力向上につとめる。

未然防止には、子供のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連絡した取り組みや、情報モラル教育を徹底指導する必要がある。メールを見た時や普段と違う子供の表情の変化を見逃さないよう保護者との連絡が重要である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図り、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては専門的な機関と連携して対応していく必要がある。

⑦ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

1) いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・課外児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいる場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速適切に調査し、校長が判断する。

生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに設置者（県教育委員会）に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司や民生児童委員を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。被害者・保護者に対する調査方針の説明・公表および個人情報の保護は慎重かつ適切に校長が行う。

なお、事案によっては、設置者（県教育委員会）が地方自治体の長等に報告し、設置する重大事態調査のための組織に協力して、事態の解決にあたる。生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

ア) 「いじめにより、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

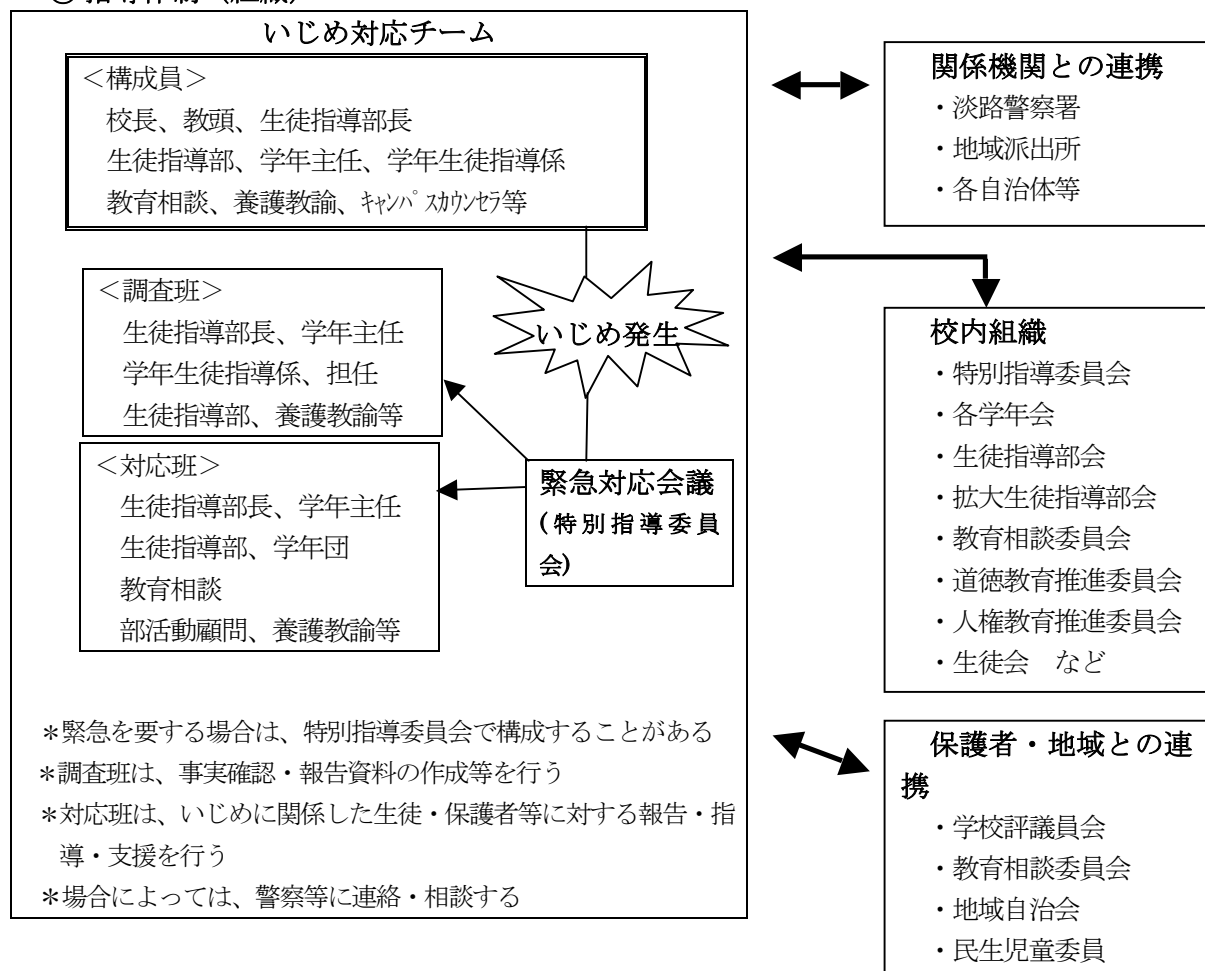
イ) 「いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）

*疑いがあった場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるようにする。

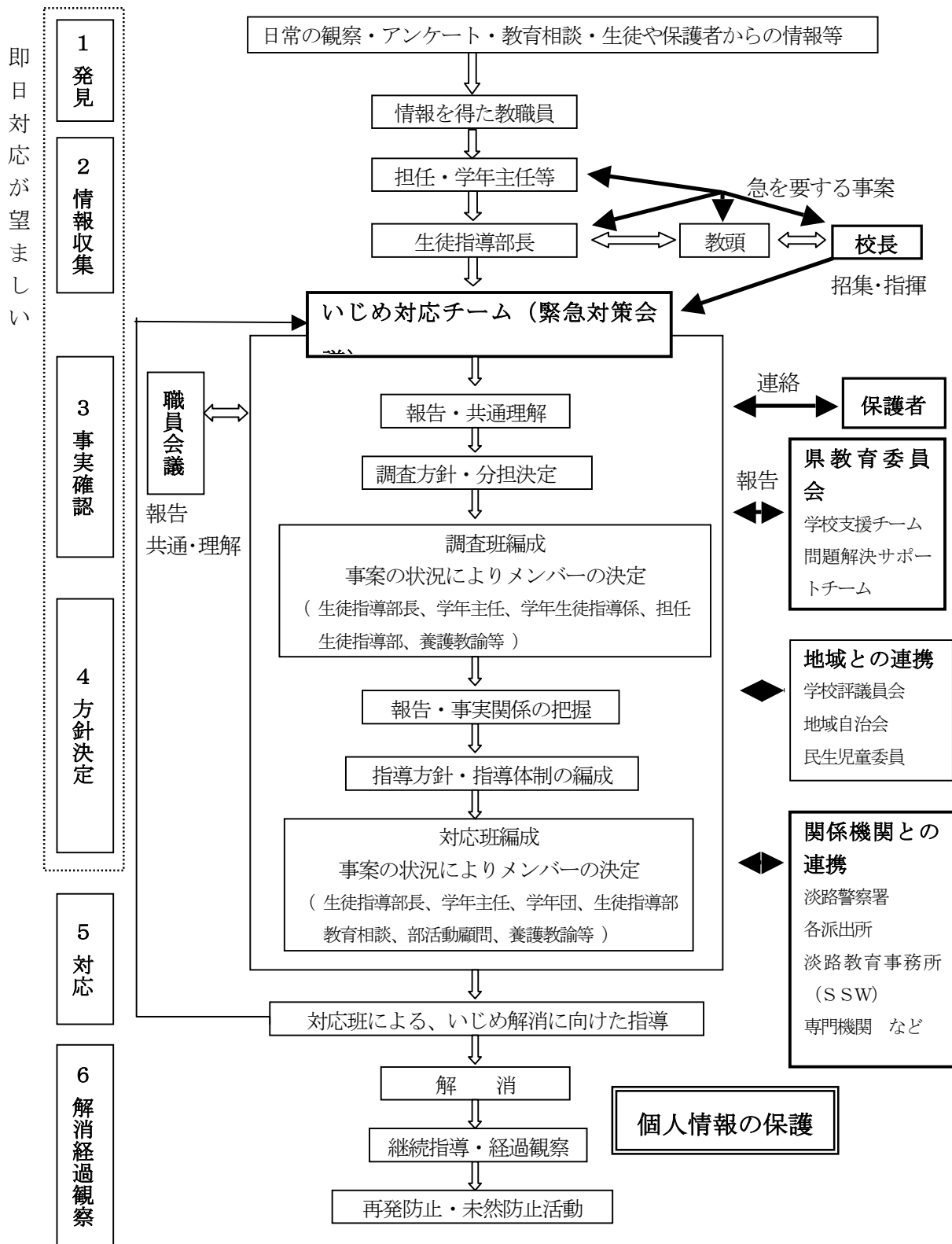
4 指導体制・組織的対応

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための①指導体制（組織）、②組織的対応を以下のとおりとする。

① 指導体制（組織）



② 緊急時の組織的対応



平成29年度 兵庫県立津名高等学校 いじめ防止年間指導計画表

兵庫県立津名高等学校

	学校行事等	委員会・生徒会	未然防止に向けた取組			早期発見に向けた取組	
			いじめ対応チーム	LHR・特別活動	その他	教育相談	調査等
4 月	着任式・入学式 対面式・新入生OL 身体計測 PTA地区委員会	学校特色化推進委員会 教育課程委員会	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会 生徒指導部長訓話	生活実態調査 クラス役員選出	キャンパ`スカウ`セラー面談 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会	生活実態調査
5 月	中間考査 スポーツテスト PTA総会 観藤会	学校特色化推進委員会 教育課程委員会 花の植え替え作業	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会 情報安全教育講話 かんせ`ン`マインド`研修会 生徒指導部長訓話	いじめアンケート 全校集会	キャンパ`スカウ`セラー面談 道德教育推進委員会 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会 個別面談	いじめアンケート
6 月	文化祭 内科検診 教育実習 学年保護者懇談会	学校特色化推進委員会 教育課程委員会 生徒会役員選挙 募金活動	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会	生徒会役員選出	キャンパ`スカウ`セラー面談 人権教育推進委員会 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会 三者面談	アンケート点検・ 対策会議
7 月	期末考査 学年保護者懇談会 進路講演会 終業式	学校特色化推進委員会 教育課程委員会 生徒総会 球技大会	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会 生徒指導部長訓話	全校集会	キャンパ`スカウ`セラー面談 人権啓発映画鑑賞 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会 三者面談	
8 月	オープンハイスクール インターンシップ たそがれコンサート					三者面談	
9 月	始業式 体育祭	学校特色化推進委員会 教育課程委員会	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会		キャンパ`スカウ`セラー面談 人権教育推進委員会 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会	スタディサポート
10 月	中間考査 芸術観賞会 キャリアチャレンジ	学校特色化推進委員会 教育課程委員会	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会 いじめ職員研修会 生徒指導部長訓話	いじめアンケート クラス役員選出 全校集会	キャンパ`スカウ`セラー面談 人権教育推進委員会 職員研修（保健） 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会	いじめアンケート
11 月	花の植え替え作業	学校特色化推進委員会 教育課程委員会	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会		キャンパ`スカウ`セラー面談 保健講演会 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会	アンケート点検・ 対策会議
12 月	期末考査 国際交流 終業式	学校特色化推進委員会 教育課程委員会 球技大会	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会 生徒指導部長訓話	全校集会	キャンパ`スカウ`セラー面談 人権教育推進委員会 学校評議委員会 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会	
1 月	始業式 センター試験 3年学年末考査	学校特色化推進委員会 教育課程委員会 文化部展示会 募金活動	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会 いじめ研修会	いじめアンケート	キャンパ`スカウ`セラー面談 人権教育推進委員会 学校評議委員会 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会	いじめアンケート
2 月	推薦入試 修学旅行 卒業式	学校特色化推進委員会 教育課程委員会	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会	全校集会	キャンパ`スカウ`セラー面談 人権教育推進委員会 道德教育推進委員会 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会	アンケート点検・ 対策会議
3 月	学年末考査 ふるさと創生事業 学力検査 終業式	学校特色化推進委員会 教育課程委員会	いじめ対応委員会 拡大生徒指導部会 生徒指導部長訓話	全校集会	キャンパ`スカウ`セラー面談 人権教育推進委員会 道德教育推進委員会 学校安全衛生委員会	教育相談委員会 キャンパ`スカウ`セラー面談 各学年会	